ケアハウス利用料

令和6年9月１日現在

利用料は厚生労働省が定める基準による

●入居者利用料　　月額　　一人部屋……　７５，２３０円（年収１５０万円以下の方）
※入居者の年間収入により、１４区分します。
冬期加算1,960円（11月～３月）
自室の電気・水道(¥1,000/月)・ゴミ袋代(¥100/月）は自己負担となります。
食費は生活費に含まれます。

●入 居 一 時 金　　入居時、入居一時金として一人100万円を預かります。
（２０年均等償却で未経過分は返還）
または、月5,000円を管理費として納めることも出来ます。

●分　割　方　法　　入居一時金を預託しない場合は管理費（月額）が25,000円になります。
従って下記の合計（月額）に5,000円を加えた額になります。
※２１年目以降は5,000円減額となります。

事務費徴収額表（月額）

№.	対象収入による階層区分	事務費（月額）	生活費（月額）	管理費（月額）	合　計（月額）
1	1,500,000　以下	10,300	46,854	20,000 (5,000)	77,154
	（ご夫婦）	7,200			74,054
2	1,500,001　～　1,600,000	13,400			80,254
3	1,600,001　～　1,700,000	16,500			83,354
4	1,700,001　～　1,800,000	19,700			86,554
5	1,800,001　～　1,900,000	22,800			89,654
6	1,900,001　～　2,000,000	25,900			92,754
7	2,000,001　～　2,100,000	31,100			97,954
8	2,100,001　～　2,200,000	36,300			103,154
9	2,200,001　～　2,300,000	41,600			108,454
10	2,300,001　～　2,400,000	46,700			113,554
11	2,400,001　～　2,500,000	52,000			118,854
12	2,500,001　～　2,600,000	59,300			126,154
13	2,600,001　～　2,700,000	66,500			133,354
14	2,700,001　以上	70,000			136,854

〇対象収入とは、前年の収入から租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入です

〇利用料は、毎月所定日に納入していただきます。